

議員提出議案第28号

「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成24年10月18日

提出者

6 番	筒 井 孝 尚	7 番	秋 家 聡 明
1 6 番	安 西 俊 一	2 1 番	清 水 忠
2 3 番	佐藤 ゆうだい	2 4 番	米 山 真 吾
2 9 番	上 村 やす子	3 0 番	向 江 すみえ
3 1 番	三小田 准 一	3 2 番	中 村 しんご
3 4 番	牛 山 正	3 5 番	荒 井 彰 一
3 7 番	倉 沢 よう次		

葛飾区議会議長 梅 沢 五十六 殿

「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書

違法ドラッグによる健康被害が頻発していることから、平成19年4月1日より、いわゆる脱法ドラッグを「指定薬物」として規制するための改正薬事法が施行された。指定薬物は、製造、輸入及び販売が禁止となるが、本年8月3日現在、73物質が「指定薬物」として指定されている。

しかしながら近年、いわゆる「脱法ハーブ」が出回ってきた。脱法ハーブは、指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜたもので、「お香」「アロマ」などと称して販売されている。

最近では、脱法ハーブを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。また、脱法ハーブを吸引した者が、乗用車を運転のうえ暴走し、歩行者に重軽傷を負わせるといった事件も起きている。

脱法ハーブをめぐるのは、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、指定薬物になれば、また化学構造を少し変化させるという「いたちごっこ」を繰り返し、法規制

が追いつかないのが実態である。

厚生労働省が調査したところ、違法ドラッグ販売業者は、本年3月末時点で、29都道府県で389業者も存在することが明らかとなった。

また脱法ハーブは、覚醒剤や麻薬等乱用への「入り口」になることが危惧されており、こうした状況を放置することは看過できない。

今後、青少年をはじめとした薬物乱用の拡大を防ぐためにも、早急な規制強化が急務の課題である。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、下記の点について早急に対応するよう、強く求めるものである。

記

- 1 成分構造が類似していれば、一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる「包括指定」を早急に導入すること
- 2 指定薬物が麻薬取締官による取り締まりの対象外であることを改め、指定薬物を発見した場合に収去ができるなど、法整備の強化を図ること
- 3 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。